

第4回 練馬区立光が丘第六保育園運営業務委託事業者選定委員会 会議要点記録

日 時：平成22年9月12日（日） 午前9時30分～午前11時20分
場 所：光が丘地区区民館
出席者：学識経験者2名、有識者2名、区立保育園園長経験者1名
児童青少年部長、保育課長、事務局

1. 応募事業者プレゼンテーション

運営業務委託プロポーザルに応募事業者からのプレゼンテーションを、20分間受け、その後に質疑応答を30分間行った。

なお、光が丘第六保育園の保護者7名の参観があった。

質問1 事業者としての保育理念について。

事業者応答 【保育事業理念】

- ・人を愛するように成長することを願って保育を行う。
- ・子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、それを受け入れて伸ばしていく保育を行う。
- ・子どもたちの自ら育つ力を信じ、意欲を育て支える保育を行う。
- ・子どもたちが心身共に健やかに育つために、保護者の子育てを支援する。
- ・地域に開かれた保育園を目指す。
- ・保育の質の向上を常に心がけ、専門の知識を深め、技能の研鑽に努める。

安全と安心を基盤に、保護者と共に、子どもたちが健康で情緒の安定した生活ができるような環境を整え、自己を十分発揮しながら成長できるやさしくあたたかい保育をめざしている。

質問2 異年齢保育、統合保育についての基本的な考え方について。

事業者応答 異年齢でのクラス保育は行っていない。週に1～2回縦割りの活動を行い、異年齢での関わりをもつようにしている。

統合保育においては、「共に生きる」を基本理念に、障がいのある子どもない子ども同じ生活の中で共に育ち合うことを大切にしている。

質問3 業務改善命令や勧告をうけたことの有無。

事業者応答 ありません。

質問4 職員による虐待の有無。

事業者応答 ありません。

質問5 人命に関わる事故の有無について。

事業者応答 20年程前に法人が運営する保育所で、運動会前日に準備を行っている間に、園児が園外に出てしまい近くの荒川で溺死するという事故を起こしている。
事故後はマニュアルを整備し、職員全員が安全管理への関心を常に高くもち、保育園運営にあたっている。

2. 園長予定候補者等ヒアリング

応募事業者について、ヒアリングを40分間（園長候補者のアピール10分・質疑応答30分）行った。

質問6 子ども同士のトラブルがあった際、該当の子どもの保護者への伝え方について。

事業者応答 子ども同士のトラブルに関しては、原則として園内で起きたことは園の責任であると考えている。大人の動き、環境設定のあり方などを見直し、原因の分析を行い改善を図る。その上で、ケースバイケースで保護者に相手の子の名前を伝えることもある。

質問7 クラス担任以外の先生の関わり方について。

事業者応答 自分が担任するクラスだけでなく、他のクラスのことでも知り、みんなで協力して保育にあたっている。「お迎えの時に、担任以外の保育士から声を掛けられ、子どもの様子を伝えてもらい安心感を持った」という保護者の感想をいただくこともある。

質問8 食事の補助、トイレトレーニングについての考え方について。

事業者応答 食事の補助については、楽しく食べることを大切に一人ひとりの発育・発達の状況を踏まえ、細やかな配慮、介助を行う。また栄養士は0歳児に入り、食事介助をしながら子どもの様子、状況を把握している。

トイレトレーニングについては、基本は一人ひとりの発達を捉えて行う。保護者の思いも受け入れながら、個々の心と身体の育ちが整った時期に無理のない状態ですすめていくようにしている。最終的な目安は3歳と考えている。

質問9 子どもが事故にあった場合の保護者への対応について。

事業者応答 事故発生時には迅速に対応し、報告や情報が確実に本部に届くよう体制を整える。また、どんな小さな怪我であっても確実に保護者に伝えている。

質問 10 保護者が育児等で悩んでいるときの対応について。

事業者応答 まずは、クラスの保護者や子どもの様子を最も把握している担任が対応する。内容によっては園長、主任が話しを聞いていく。園長、主任は日頃から職員との情報共有を行い、保護者に気になる様子があれば、園長から直接声をかけることも行う。

質問 11 運営している認可園に関することについて。

(1)保育理念を職員間での共有をどのように行っているのか。

事業者応答 法人として様々な研修にも取り組んでおり。その研修の中で法人の理念等について職員に周知している。各保育園においては、園長のもと全体会議等の場で理解、共有が図られている。

(2)園の規模と事業内容について。

事業者応答

- ・保育士の平均実務年数は7～8年で、30歳代が中心である。
- ・早朝・延長保育の実施あり 早朝保育（7時15分～8時30分）
延長保育（18時16分～20時15分）
- ・アレルギー対応給食については、子どもの主治医からの診断書を基に保護者との面談の上実施。
- ・統合保育は各保育園にて実施しており、法人として障がい児保育に取り組んできた長い歴史がある。職員の加配については、保育園で生活する際に必要な配置を行っている。担任を中心にしながら園全体で受け入れている。
- ・地域交流・育児相談の実施あり。
週2回の交流保育（保育所体験）、園内にて子育て家庭対象の子育てひろば開催、中高生ボランティア・体験学習の受け入れ、中高齢者との交流を行う他、毎週月～金曜日に電話や面談にて育児相談を受けている。（園内に相談室設置）

以上